

石運整第1号  
令和元年5月9日

旅客自動車運送事業者 各位  
貨物自動車運送事業者 各位

石川運輸支局

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

4月21日(日)、神戸市 JR 三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で侵入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

今後とも、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すために、下記事項について周知徹底をよろしくお願いいたします。

#### 記

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、以下のことを徹底すること。

- (1) 運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令順守を徹底すること。
- (2) 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。